

川崎市消防職員動員及び参集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号。以下「警防規程」という。）第3章第4節に規定する消防職員（以下「職員」という。）の動員及び参集に関する必要な事項を定めるものとする。

(動員の区分)

第2条 動員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動員1号（特別警防体制1号を確保する所要職員）
- (2) 動員2号（特別警防体制2号を確保する所要職員）
- (3) 動員3号（全非直員等）

2 消防局における動員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 局動員1号（局特別警防体制1号を確保する所要職員）
- (2) 局動員2号（全職員）

(動員の発令)

第3条 消防長は、警防規程第34条第1項に規定する動員を発令するときは、警防規程第2条に規定する所属長（以下「所属長」という。）に動員の目的、日時、区分及び人員その他必要な事項を付して命令するものとする。

2 消防署長は、警防規程第34条第4項の規定に基づき動員を発令するときは、警防部警防課（以下「警防課」という。）又は、休日、夜間等の執務時間外においては、警防部指令課（以下「指令センター」という。）を経由して消防長に報告するとともに、動員の目的、日時、区分及び人員、その他必要な事項を付して命令しなければならない。

(動員の発令方法)

第4条 警防規程第34条に規定する動員の発令は、次に掲げるいずれかにより行うものとする。

- (1) 一斉指令
- (2) 消防系無線
- (3) 消防電話（内線）
- (4) 加入電話（携帯電話を含む）
- (5) 伝令
- (6) メール
- (7) その他

(動員の伝達)

第5条 動員の伝達は、各所属において加入電話等により速やかに行わなければならない。

2 所属長は、迅速的確に動員の伝達を行うため、15分以内に完了するよう所属職員動員伝達系統図を作成しておかなければならない。

(住所届)

第6条 職員は、住所を決定、転居又は異動したときは、警防規程第35条第2項に規定する住所届(様式第1号)を速やかに所属長へ提出しなければならない。

(動員名簿の作成)

第7条 所属長は、所属職員から住所届が提出されたときは、所属職員動員名簿(様式第2号)を作成しなければならない。

(動員計画の作成)

第8条 所属長は、警防規程第35条第1項の規定に基づき動員計画を作成しなければならない。

(参集方法)

第9条 職員は、警防規程第36条第1項に規定する動員命令を受けたときは、あらゆる方法をもって参集するとともに、参集後、速やかに所属長又は現場最高指揮者に報告しなければならない。

(自主参集)

第10条 警防規程第36条第2項に規定する災害等を認知したときは、動員命令を待つことなく所属に参集しなければならない。

2 参集途上で所属より直近に消防署所が所在する場合には、直近の署所で情報収集等をした後、所属へ連絡して参集するものとする。

(参集義務)

第11条 警防規程第37条に規定する職員以外の職員は、休暇又は休日等であっても参集に応じなければならない。

2 職員は、病気等やむを得ない事情により参集できない場合は、その旨を所属長に報告しなければならない。

(参集手段、服装及び携行品)

第12条 職員の参集時の手段、服装及び携行品は、次に掲げるとおりとする。

(1) 参集手段は、交通機関が運行されているときはこれを利用するものとし、交通機関が途絶しているときは、オートバイ、自転車、徒歩によるものとする。

(2) 参集時の服装は、消防吏員と判別できない服装とする。

(3) 震災時の携行品は、震災警防基本計画に基づくものとする。

(参集時の留意事項)

第13条 職員は参集途上において、災害の発生及び緊急車両の通行障害等、警防活動上必要な事象を発見又は認知したときは、直ちに最寄りの署所に通報しなければならない。

なお、通報を受けた署所においては、警防課又は指令センターを経由して消防長に

報告するものとする。

(参集状況の報告)

第14条 所属長は、警防規程第36条に基づき参集した職員の参集状況を「川崎市消防局災害情報処理要領（平成15年5月15日制定）」に定められた消防職（団）員動員表（様式消第1号、様式消第1号～2）に集計し、速やかに消防長に報告しなければならない。

(訓練)

第15条 消防長は、職員の動員が迅速にできるようこの要綱の定めるところにより、動員参集訓練を実施するものとする。

- 2 消防署長は、あらかじめ消防長の承認を得て、動員参集訓練を実施することができる。
- 3 前項の訓練にあたって、関係ある所属長は、動員参集訓練の実施のため必要な協力をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(川崎市消防職員動員及び参集要綱の廃止)
- 2 川崎市消防職員動員及び参集要綱（平成17年3月30日付け16川消警第4098号）は廃止する。

住所届（非常連絡・動員伝達）

年 月 日現在

階 級		氏 名		年 齢	歳
所 属				勤務別	(日勤・隔日○課)
住 所	市内・市外	郵便番号	—		
電 話	() —	携 帯			
メー ル					
補 職			資 格		
第 1 連 順	住 所				
	氏 名				
	電 話			続 柄	
第 2 連 順	住 所				
	氏 名				
	電 話			続 柄	
通 勤 方 法	利用交通機関等 (所要時間 分)				
交 通 手 段 途 絶 時	交通手段等	距 離		(k m)	
	徒 歩 (分)	オ ー ト バ イ		(分)	
	自 転 車 (分)	そ の 他		(分)	
備 考					

注1 住所届は、個人情報であるため厳重に管理すること。

注2 交通手段途絶時の所要時分は、徒歩4 km/h、自転車8 km/h、オートバイ16 km/hで算出する。

所属職員動員名簿

動員区分			階級・氏名		居 住 場 所	電話番号等
1号	2号	3号	階 級	氏 名		
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)
						(自宅) (携帯) (メール)

* 動員区分欄には、該当区分を○印で記入すること。